

会 議 録

内容承認	公開・非	＜開催日＞平成 26 年 7 月 25 日（金） ＜時 間＞10：00～11：30 ＜場 所＞新館 4 階 第 1 委員会室		＜傍聴人数＞0 名 ＜傍聴室＞新館 4 階 議会会議室	
阿部委員長	公開の別				
承認	公開				

＜名称＞ 平成 26 年度第 7 回岸和田市自治基本条例推進委員会（第 3 期）

＜出席者＞

（自治基本条例推進委員会委員出欠状況）○は出席、■は欠席

阿	的	岸	藤	馬	小	山	沖	櫻	松	次	中	稲	野
部	場	田	林	場	南	中	藤	井	本	井	村	富	路
○	○	○	■	○	○	○	■	○	○	○	○	○	○

事務局）小口企画調整部長、政策企画課：藤浪課長、小林担当主幹、柿花主査、中島担当員

＜議題＞

・ 建議書（案）の内容検討

・ 市長へ建議書提出

＜概要＞

1. 建議書（案）の内容検討

事務局から、別添建議書（案）に基づき、前回の内容から変更のあった箇所につき説明

・ 6 頁 ■第 26 条（法務）

任期付職員としての弁護士採用により → 法曹有資格者の職員採用等により
採用形態等を限定することなく、広義に意味をとり対応ができるように変更

● 主な質疑や意見

（委員長）

法曹有資格者の件について補足する。司法試験に受かり司法修習を終了すると法曹資格が
手に入るが、弁護士登録をして名簿掲載をされてはじめて、弁護士となる。現在、法曹有資
格者が増え、資格をとっても就職できないという例は多い。資格を持ちながら弁護士登録を
せずに、地方自治体や民間企業に勤務する例も増えている。このように、弁護士業に就くの
ではなく、自身の法曹資格者の能力を生かしたいという人も出てきているので、それらの人
も含めた多様な雇用形態が可能であるという含みを持たせ、表現を改めた。これまで議論が
出てなかった変更点はこの 1 点で、残りはてにをは、前回委員会での指摘による修正にとど
まっている。ご意見はあるか。

（委員）

法曹有資格者が地方自治体に就職する例は多いのか。

（委員長）

この3年位増えてきている。法律事務所に就職できなかったり、そもそも困難だとして司法修習を受けながら地方公務員の試験を受けるという例もさく。自身の知り合いにもいる。

（委員）

就職難もあり、最初の段階から弁護士登録をせずに、市役所の普通の職員になる者もいれば、弁護士をしてから、そういった方を対象とした職員募集の方が多いが、実務経験のある人で任期付き職員採用という例もある。以前は弁護士雇用にコストがかかるということであったが、今は一定の給与額で採用できるというように感じられているようである。

（委員長）

他に意見はあるか。他に意見がないようなので、建議書（案）を建議書として市長に提出することとしてよろしいか。

（委員一同）

了承。

2. 市長へ建議書提出

市長公室にて、阿部委員長から委員会代表挨拶及び建議書内容の概要説明が行われる。

その後、市長へ建議書が提出された。

最後に、事務局から、提出された建議書内容について、市職員・議会・市民へと周知を図り、推進していく旨が伝えられた。

以上